

受動喫煙防止策は禁煙サポートで

ライフデザイン研究部 主席研究員 的場 康子(まとば やすこ)

受動喫煙防止を目指す改正健康増進法の施行

改正健康増進法が2020年4月1日から全面施行された。同法は国民の健康の向上を目的として、大勢の人が利用する施設等の管理者等に、受動喫煙を防止するための措置義務を課すものである。2019年7月から学校、病院、児童福祉施設など一部の施設で原則敷地内禁煙などの施行が進められてきたが、2020年4月より全面施行となり、飲食店などでも原則、屋内禁煙となった。

職場においても原則的に屋内は禁煙となり、企業に対し受動喫煙防止対策をする義務が課せられた。喫煙を認める場合には、一定の基準を満たした喫煙専用室などの設置が必要となる。受動喫煙防止対策をしていない企業には罰則を課せられる可能性もある。

おりしも新型コロナウイルスの感染が広がる中、WHO(世界保健機関)は3月20日、「新型コロナウイルスに感染した場合、喫煙は重症化のリスクを高める」との声明を出した。自らの命を守り、感染拡大を防止するために、たばこの害をあらためて考えることが求められている。

喫煙者は減少傾向

喫煙者の動向をみると、2018年時点で習慣的に喫煙し

ている人は男性 29.0%、女性 8.1%である(資料1)。10年間の推移をみると、男性は減少傾向であるが、女性は横ばいが続いている。ちなみに2010年に減少が目立っているのは、同年10月にたばこ税の大幅な引き上げが実施されたことが一因であるとされている。

確かに、健康志向の高まりやたばこの価格上昇、さらには喫煙スペースが限られるようになったこともあり、男性を中心に喫煙者は減っている。しかし依然として、男性の約3割、女性の約1割の人に、喫煙習慣が残っているというのも現状である。

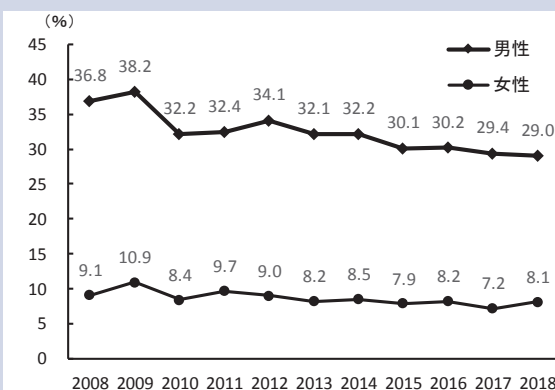
受動喫煙の現状

また、喫煙者の減少により、職場や家庭で受動喫煙の機会がある人も減っている。とはいえ、2018年でも家庭で毎日のように受動喫煙を受けている人が6.4%、職場で月1回以上を受けている人が28.0%である(資料2)。減少傾向にあるとはいえ、日常的に受動喫煙のリスクにさらされている人も一定程度存在している。

在宅勤務で高まる家庭内喫煙や受動喫煙リスク

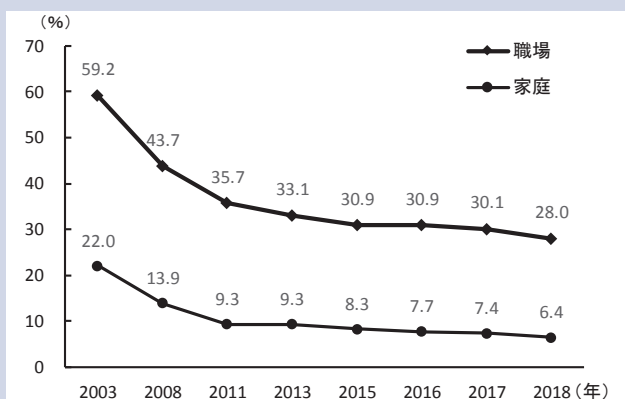
こうした中、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言下で在宅勤務が要請された。在宅勤務が増

資料1 現在習慣的に喫煙している者の割合

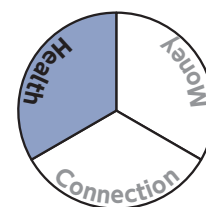


(注)「現在習慣的に喫煙している者」とは、たばこを「毎日吸っている」又は「時々吸う日がある」と回答した者
(出所)厚生労働省「平成30年国民健康・栄養調査の結果」をもとに第一生命経済研究所作成

資料2 受動喫煙の機会を有する人の割合



(注)「受動喫煙の機会を有する者」とは、家庭:毎日受動喫煙の機会を有する者、職場:月1回以上受動喫煙の機会を有する者。現在習慣的に喫煙している者を除く。
(出所)資料1と同じ



えるということは、家庭で喫煙する機会が増えることであり、それによって家庭での受動喫煙の機会がある人も増えることが予想される。

新型コロナウイルス感染拡大の収束に至るまでかなりの時間を要するとの見方もあり、社会的距離を保つ働き方も長期にわたって必要とされると思われる。改正法により職場での受動喫煙防止対策は義務化されたが、在宅勤務など働き方の多様化を想定した対策を改めて今後考えていくことも必要であろう。

喫煙専用室での感染リスク

上述したように、改正法において、企業等が受動喫煙防止のために喫煙専用室を設けることは認められている。こうした中、新型コロナウイルス感染拡大によって、喫煙専用室での感染リスクの高さが注目されるようになった。

喫煙専用室は、密閉された狭い空間で複数の人々が喫煙する場である。感染拡大を防止するために避けなければいけない「三密」（密閉、密集、密接）の典型的な空間である。実際、街中の喫煙所で感染したことが疑われている例もある。

こうした中、日本呼吸器学会は4月20日、「三密」の場である「喫煙室の使用は感染の危険と隣り合わせ」であるとして、喫煙専用室の閉鎖を呼びかける声明を発表している。

禁煙サポートが最も重要な喫煙対策

新型コロナウイルス感染拡大を受け、企業は今後、安定的に事業継続するために従業員を感染から守ることが必要であり、そのためには以前にも増して「健康経営」を意識することが求められる。

今回の改正健康増進法により、受動喫煙防止の徹底が図られ、対応策の一つとして喫煙専用室の設置が進められている。しかし新型コロナウイルスの感染拡大次第では、社会的距離の確保などの措置が長期化する可能性が指摘されている。こうした状況下にあっては、今後、長期的視野に立ち、全面的な「禁煙」の取り組みに重点を置く対応も求

められるのではないか。

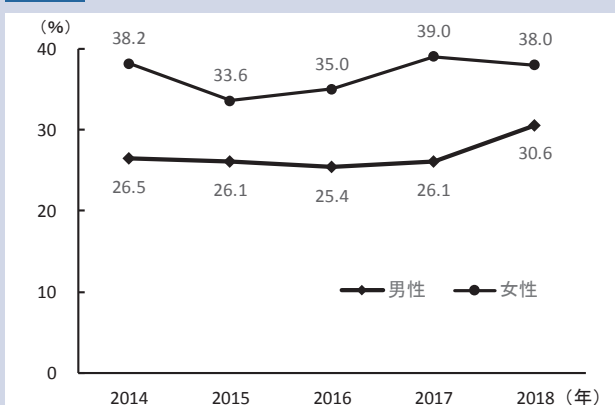
そのために必要なのは禁煙サポートである。習慣的に喫煙している人の中で禁煙したい人の割合をみると、男性30.6%、女性38.0%である（資料3）。男女ともに喫煙者の3割以上の人々が禁煙したいと思っている。まずは、こうした禁煙希望者を確実に禁煙に導くようにサポートし、喫煙者を減らすことが、健康増進の本質的な取り組みとして重要であろう。

企業の中には、社員へ禁煙を促すメールマガジンを配信したり、禁煙セミナーなどを実施したり、また禁煙に成功した人を表彰するなどして、禁煙を促す取り組みをしているところもある。禁煙外来の受診費用の一部を負担する企業もある。

2020年度の診療報酬改定により、健康保険による禁煙治療で、医師がテレビ電話などで診察するオンライン診療も利用可能となった。オンライン診療は通院負担が軽減される一方、途中で脱落してしまう心配もある。禁煙治療を社員が継続できるようなサポートも必要である。

新型コロナウイルス感染拡大は人々の生活に様々な影響を与え、社会を大きく変えていく。企業の健康増進の取り組みにおいても、社員の禁煙の取り組みをサポートし、喫煙者を減らすという根本的な対策に重点を置くなど再考する余地があると思われる。

資料3 禁煙希望者の割合



((出所) 資料1と同じ)